

特別号

ふれあい

題字：扇谷利二

第5号

平成13年1月1日発行

発行所

特定医療法人七徳会  
魚津病院・魚津老人保健施設  
魚津老健ふれあい支援事業所

〒937-0806 富山県魚津市友道789  
電話 (0765) 24-7671 (病院)  
(0765) 24-7691 (老健)  
FAX (0765) 24-7157

ケアプラン研修会

去る十一月八日(水)に、基幹型在宅介護支援センターの清河恵子氏を講師として「ケアプランについて」の研修会を行いました。  
介護サービス計画を考える上で原点に戻り、改めて考え直すことができました。



家族介護教室開催!

去る六月十七日(土)に老健では「自宅でできる簡単なリハビリ・あそびり」というテーマで家族介護教室を行いました。

酒井理学療法士による「寝たきりにはならないぞ!」では、自宅でできる簡単なリハビリの講義と実践「あそびり」(遊びながらリハビリになる手遊びなど)や施設で行っている集団リハビリ(ベンチホッケー)、レクリエーションを紹介し、ご家族職員ともに和気あいあいとした雰囲気の中楽しみながらの勉強会となりました。



介護療養型医療施設

全国研修会ー東京ー

去る十一月八日(水)ー九日(木)介護療養型医療施設全国研修会に当病院より6名参加しました。  
病院内で抑制廃止に取り組んだ成果について、関口さんが研究発表を行いました。



全国老人保健施設大会ー長野ー

全国老人保健施設大会で当老健の四十万さんが研究発表を行いました。発表内容は以上の通りです。

ショートステイは在宅療養のリリーフ役!

ー真に在宅支援となり得るにはー

【経過】当施設は、入所定員51名(内ショートステイ8名)、デイケア定員18名の小規模施設である。昭和63年4月の開設で、今年で12年目を迎えた。開設当初は、老健は、制度的にも新しいタイプの施設ということもあり、地域社会における認知度は低く、家庭復帰や在宅支援に対する理解や協力を得ることに労を要した。しかし、スタッフの地道な努力の積み重ねにより、今日では、家庭復帰の実績も上がり(H10年度:家庭復帰率:約90%、平均入所期間:50日)ショートステイを含む、デイケアやショートステイの利用も年々増加していった。中でも、近年におけるショートステイの実績の伸びは著しく、平成10年度においては、利用回数、延べ利用者日数共に9年度の2倍近くの伸びとなった。

本稿では、ショートステイ利用が、大きく伸びた原因を施設の取り組み状況から考察すると共に、今後の取り組みへの課題を探りたい。

【方法】施設のショートステイ受入れの際

- 一、常に空床ベッドを確保しておく(定員の10%15%、5~8床)
- 二、受け入れの曜日や時間を制限せず、できる限り利用者の希望を優先する。(365日受け入れ可)
- 三、デイケア送迎車を活用し、送迎サービスを弾力的に行っていく。つまり、利用者側が使いやすいと思ったり、利用者が使いたいと思ったりという点でもある。それにより、利用者側と施設側との間に信頼関係が構築され、次回からのより積極的な利用につながるようになるのである。

	H8	H9	H10
ショートステイ利用回数	64	131	247
ショートステイ延利用日数	388	813	1,410

特定医療法人に承認される

ー県下で3病院、全国で267病院ー

魚津病院は昭和60年5月に開設しまして今年で15年が経ち、ここまでの経過は下記のような歩みでした。

15周年のこの年に、永年の念願だった特定医療法人に承認されました。富山県では大川寺病院、西能病院に次いで3番目の病院として、また、全国でも267病院が承認されているだけです。特定医療法人は大蔵省から承認されるもので、公益の増進に



著しく寄与し、公的に運営されていることなどが条件となっています。

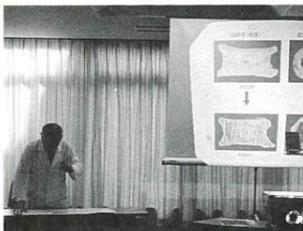
また、評議員会を新たに設置して、地域の方々には法人の運営に参画していただき、幅広い意見を法人運営に反映させています。

【15年の歩み】

- 昭和60年5月 魚津病院を開設(定員36人)
- 昭和62年1月 病院を増床(定員72人に増やす)
- 昭和62年2月 医療法人の認可
- 昭和62年2月 病院を増床(定員108人とする)
- 昭和63年4月 魚津老人保健施設を開設
- 平成6年10月 入所定員54人、通所定員8人
- 平成7年4月 病院を増築(療養病棟等)
- 平成8年4月 1病棟(4階病棟)を療養型病床とする
- 平成9年10月 2病棟(3、4階病棟)すべてを療養型病床とする
- 平成12年3月 老人保健施設を改築
- 平成12年3月 入所定員51床、通所定員18人に変更する
- 平成12年3月 病院を増築(食堂ホール等)
- 平成12年3月 特定医療法人の承認

講演会開催される!!

三月一日、「骨粗鬆症について」というテーマで、扇谷理事長の講演が開催されました。  
骨粗鬆症という骨の病気の説明の後、栄養面や毎日の継続した運動が予防につながることをとてもわかりやすく説明してくださいました。



今後このような講演会を企画する予定でおります。ご参加お待ちしております。

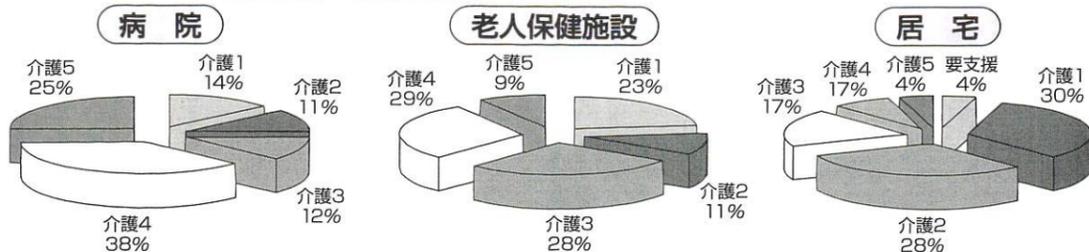
また、施設側の在宅療養者に対するモニタリングが、ショートステイ利用につながることも少なくない。  
一、家庭復帰後の訪問指導や電話指導  
二、デイケア利用者の利用状況の観察  
三、在宅サービス提供機関との情報交換  
等、ケースや介護者の状況をこまめにモニタリングすることで、ケースの心身状態の変化や介護者の疲労等を迅速に察知し、リハビリや健康状態の調整、介護者の休息等の必要性(ニーズ)を明らかにし、ショートステイ利用を計画し、早期対応・改善を図っている。

今後の行事予定

- 12月  
・3B体操・報恩感謝の集い  
・クリスマス会  
・お正月飾り付け
- 1月  
・報恩感謝の集い  
・書き初め会  
・誕生日会
- 2月  
・3B体操  
・報恩感謝の集い  
・節分豆まき  
・誕生日会  
・ひな人形飾り付け
- 3月  
・報恩感謝の集い  
・ひな祭りお茶会  
・誕生日会  
・慰問  
・お花見招待状作り

# 特集Ⅳ・・・公的介護保険スタート!! ～更なる『利用者本位』を目指して。試行錯誤の毎日続く～

## Q1: 当法人の利用者の要介護度の割合は?



・病院は、介護4と介護5で全体の約3分の2を占め、より重度な方の入院が多いことが、はっきりと表れています。

・老健は、比較的介護度のばらつきがみられますが、介護3と介護4が全体の2分の1以上を占め、中度から重度への移行期の方が多く占めています。

・居宅は、介護1、介護2が2分の1以上を占め、病院や施設に比べると、軽度な方が多いのが特徴ですが、重度の割合も全体の3分の1を占めています。

## Q2: 介護病棟と医療病棟のちがいは何ですか?

A: 魚津病院には、介護保険が適用される病棟と医療保険が適用される病棟の二種類の病棟があります。その違いを下記のような表にまとめてみました。

	介護病棟 (58床)	医療病棟 (50床)
適用保険	介護保険	医療保険
入院対象	要介護認定結果 要介護1～5	要介護認定を受けていなくても可 要介護認定の結果が自立・要支援でも可
状態	病状が安定しており、「介護」を多く必要とする方	積極的な治療は行っていないが、病状の安定保持のため、医療体制の整った環境を必要とする方。
判断基準	医師の診断に基づいて、個々の事情を踏まえて、患者様・ご家族の同意のもと決定いたしております。	

※病状の変化に応じて病棟移動の場合があります。  
ご本人・ご家族にご連絡、ご了解の上移動致します。

## Q3: 利用料の負担が減額されると聞いたのですが、どうなのでしょう?

A: 介護保険も医療保険も負担が重くなり過ぎないように自己負担額分に上限を設けてあります。低所得者世帯では、一般の世帯よりさらに低額に設定されており（食費も減額されます）負担が軽減されています。

表1. 介護保険の場合 (利用料の一割負担分に対して)

区分	入院自己負担額	食事代
一般世帯	月額上限 37,200円	780円/日
住民税非課税世帯	月額上限 24,600円	500円/日
住民税非課税世帯かつ 老齢福祉年金受給者	月額上限 15,000円	300円/日

表2. 医療保険の場合 (今年1月より定率1割負担に改正)

区分	入院自己負担額	食事代
一般世帯	月額上限 37,200円	780円/日
住民税非課税世帯	過去1年の入院期間90日以下	650円/日
	過去1年の入院期間90日以上	500円/日
住民税非課税世帯かつ 老齢福祉年金受給者	月額上限 15,000円	300円/日

◎介護保険、医療保険ともに、一般世帯の食事代は今年1月より780円/日に改正

なお、※の該当世帯は減額の届出が必要になります。  
市町村の担当窓口で申請手続きを行っていただくことになります。  
詳細は、当院受付窓口までご相談ください。

## Q4: 要介護認定は一定の期間で更新が必要なの?

A: 要介護認定は原則として6ヶ月の有効期間ごとに更新する必要があります。(心身の状態により前後することもあります)  
病状や心身の状態の変化によって、介護の度合いも変化するものと考えられるからです。有効期間が切れると介護保険のサービスが受けられなくなりますから、常に更新していく必要があるのです。

### 更新手続きは、当病院・施設・事業所にお任せ下さい!!

ここで、申請手続きの流れを図にしてみましょう...

- ① 認定申請書の作成 ... ①入院・入所の方は受付窓口へ印かんを持ってお越しください。  
②在宅の方は、ケアマネージャーがご自宅を訪問いたします。
- ② 主治医意見書の作成 ... ①入院・入所の方は当院・施設の医師が作成します。  
②在宅の方はかかりつけ医へ提出し、記載してもらいます。(できあがったら、ケアマネージャーへ)
- ③ ①、②を保険者へ提出 ... 当病院・施設・事業所が責任を持って提出致します。  
現在、使用している介護保険証を添付します。申請書作成時にご提出下さい。
- ④ 申請手続き完了



※更新手続きの案内は、入院・入所の方は、機関紙「ふれあい」に同封、在宅の方は、自宅訪問時にいたします。(有効期限の約2カ月前から)お早めに手続きいただきますよう、ご協力をお願い致します。

シルバーライフを健康で明るく  
特定医療法人七徳会

魚津病院 ★ 魚津老人保健施設  
魚津老健ふれあい支援事業所  
☎ (0765) 24-7671 ☎ (0765) 24-7691

◎ご相談はお気軽にどうぞ!!

担当: 相談室 (四十万・広橋・戸戸)

今年4月より、介護保険制度がスタートし、はや9ヶ月が経過しました。私共法人スタッフも暗中模索の中、ご利用の皆様にとってより有益な介護保険となるよう努めてまいりました。複雑な制度、しくみの中、まだまだ試行錯誤の毎日ですが、今後もご利用者の皆様の立場に立って、充実した温かなケアを提供していきたいと考えております。



## 家族説明会開催される!!

介護保険制度下における当病院、施設の利用方法や料金体制等のご家族に対する説明会を老健施設では、家族総会として、4月15日(土)に、病院では、4月22日(土)に行い、多数のご参加をいただきました。

要介護認定や利用者負担のしくみが複雑なこともあり、参加者の皆様からも質問や要望など活発な意見が出され討論が行われました。

